

認知症対応型短期利用共同生活介護重要事項説明書
介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護重要事項説明書

(令和6年4月1日 現在)

1 当認知症対応型短期利用共同生活介護サービスについての相談窓口

電話 0475-30-0123 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 管理者 葉山 勇気 (介護支援専門員)

管理者 吉川 枝里子

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護の概要

(1) 当ホームの内容等

名 称	社会福祉法人 長生会 グループホームだるまさん
所 在 地	千葉県長生郡長生村宮成 3496
介護保険事業所番号	千葉県 1276800081 号

(2) ホームの職員体制

	勤務形態	南ユニット	北ユニット	業務内容
管理者	常 勤	1	1	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成者 (介護支援専門員)	常 勤	1 (1)	1	適切なサービスが提供されるように介護計画を作成する。
介護職員等	常 勤	5	5	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
	非常勤	2	2	
看護師	非常勤	1		日常的な健康管理及び緊急時の対応を行う。

(3) 設備の概要

①建物構造・面積	鉄筋2階建2階部分 建築面積:137.16㎡延床面積:252.135㎡
②居室の数と面積	南ユニット8室 北ユニット8室(居室、押入れ、洗面台付き等)
③トイレの数	南ユニット4ヶ所 北ユニット3ヶ所
④浴室	南ユニット1ヶ所 北ユニット1ヶ所
⑤キッチン	南ユニット1ヶ所 北ユニット1ヶ所 (7.5㎡)
⑥食堂居間	25.5㎡
⑦ユーティリティ	南ユニット1ヶ所 北ユニット1ヶ所
⑨電 話	各部屋モジュージャックまで準備
⑩その他	

6 契約の終了

・以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- (1) 医療機関や他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
- (2) 介護認定区分が非該当(自立)、要支援1となった場合
- (3) 利用されておられる方が死亡または被保険者資格を喪失した場合
- (4) その他

サービス利用料金の支払いを 60 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合、または施設や施設職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。

7 当ホームの特徴等

(1) 事業の目的

この事業は、介護保険法令の趣旨に従い、地域の中にある認知症高齢者に対し、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるように支援することを目的として、家庭的かつ安全環境を提供し、残された能力を引き出し、利用者が感動でき、幸せを感じる生活を支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とします。

(2) 基本方針

本事業は、要介護者であって認知症の状態にある方について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにします。

また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

8 ホーム利用の留意事項

・面会

面会時間をご自由ですが、面会の際は受付にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。

・外出

ご自由ですが、食事手配等の事情がありますのでお早めに日時をご連絡下さい。

・飲酒

他の利用者に迷惑がかからない程度でご希望があれば飲酒できます。

・喫煙

喫煙所以外での喫煙はご遠慮下さい。

・設備、器具の利用

ご利用については必ず職員にお尋ね下さい。

・金銭、貴重品の管理

ご希望があれば、ご本人分を管理します。その際には、金銭受領、支払いの管理について、委任状をいただきます。

・宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対する勧誘等のご遠慮下さい。

・その他

ここに取決めのないことについては、随時協議をすることとします。

9 緊急時の体制

利用者に容態の変化等が生じた場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

協力医療機関名	長生八積医院	長生診療所	古山歯科医院	もといハッピークリニック
診療科目	内科・外科	内科	歯科	内科・外科
協力医師	加藤 昌子	林 文明	古山 一浩	元井 敏江

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

10 非常災害対策

- ・非常災害の対応 : 防火、避難に関する消防計画の作成
- ・防災設備 : 自動火災報知設備、スプリンクラー、消火器、非常用照明、誘導灯
- ・防災訓練 : 総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的実施
- ・防火管理者 : 小倉 清孝

11 契約解除（事業者からの申し出による契約解除）

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や職員に対して禁止行為を繰り返すなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することができます。

《介護サービス利用にあたっての禁止行為》

- (1) 職員に呈して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、シルバーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること。

12 サービスについての苦情等

当ホームの苦情対応

電話 0475-30-0123 FAX 0475-30-1266

担当 葉山 勇気 (介護支援専門員)

13 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長生会 グループホーム だるまさん
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 勝幸
所在地・電話	千葉県長生郡長生村宮成 3496 0475-30-0123

14 他に経営する介護保険関連事業

- (1) デイサービスセンター だるまさん
- (2) ケアプラン だるまさん
- (3) 訪問介護 だるまさん

令和 年 月 日

認知症対応型短期利用共同生活介護、介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事業者

所在地 千葉県長生郡長生村宮成 3496

名称 社会福祉法人 長生会

氏名 理事長 鈴木 勝幸 印

説明者

所属

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型短期利用共同生活介護、介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

利用者代理人

住所

氏名 印